

富山県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成24年4月1日
最終改定 令和2年4月1日
富山県厚生部高齢福祉課

介護保険法第115条の35第3項に規定する介護サービス情報の報告に関する調査の実施について、同法施行規則第140条の47の2の規定に基づき、以下のとおり指針を定める。

I 調査対象事業所

A 新規開設後2年目から4年目までに該当する事業所

(過去2年以内に当該調査を受けた事業所は除く)

実施時期 県が作成する「介護サービス情報の報告・調査及び情報公表計画」で定める時期とする。

調査項目 介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目（以下、「運営情報」という。）

B 実地指導を受ける事業所

実施時期 原則として実地指導と同時に実施する。

調査項目 介護保険法施行規則別表第1に掲げる項目（以下、「基本情報」という。）及び運営情報で、実地指導の内容を考慮の上、適時、調査する項目を抽出する。

C 自ら調査を希望する事業所

実施時期 調査を受けることを希望した年度内に実施する。

調査項目 運営情報

D 以下に該当する事業所で県において調査が必要と認める事業所

ア. 報告内容に虚偽が疑われる事業所

イ. 公表内容について、利用者等から通報があった事業所

ウ. 事故等が発生した事業所（食中毒、感染症の発生、火災、虐待、運営基準違反等）

エ. その他、調査が必要と認める事業所

実施時期 調査が必要と認められる事由が発生した後、速やかに実施する。

調査項目 虚偽の疑いのある項目、通報があった項目その他必要な項目

II 調査の方法

原則として、事業所への訪問調査を実施する。また、適宜、確認のための材料（基本情報、運営情報に関する書類等）の写し等必要な資料の提出を求め、確認する方法も用いることとする。

III 調査を行わない事業所

福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所及び外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を実施しないものとする。

ただし、県あるいは市町村が別途調査を必要と認める場合は、この限りではない。